

導入提案型ネーミングライツに関する募集要項

1 導入提案型ネーミングライツの目的

本募集は、本市があらかじめ対象の施設及びソフト事業（以下「施設等」という。）を指定する方式に加え、民間事業者等からネーミングライツを導入する施設等について提案を受けることにより、民間の発想やノウハウを活用し、新たな財源の確保、施設の魅力及び認知度の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツの内容

- (1) 契約によりネーミングライツを取得した団体等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該ネーミングライツの対象とする施設等について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。
- (2) ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツの対価として市に命名権料（金銭以外の役務、現物の提供を含む）を支払います。
- (3) 市は、原則として命名権料を当該施設等の管理運営経費又は事業経費に充てることとします。
- (4) 市は、ネーミングライツによる愛称を市のホームページや広報かわぐちなどの情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めます。ただし、条例等で定める施設等の名称は変更出来ません。
- (5) 施設を対象とする場合は、ネーミングライツの期間は原則5年間とし、使用始期は原則4月1日からとします。ただし、指定管理施設については、指定期間を考慮し、適切な契約期間を設定します。
ソフト事業を対象とする場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までの期間とします。

3 ネーミングライツの対象

(1) 対象となる施設等

ネーミングライツは、次の各号のいずれかに該当する施設等を対象とします。

- ア 多くの市民等が利用する施設（スポーツ施設、文化芸術施設、集会施設、道路、歩道橋、公園等）及びそれらの一部で、ネーミングライツパートナーの広告効果が見込まれるもの
- イ 多くの市民等を対象として実施するソフト事業（文化・スポーツイベントをはじめ、福祉、子育て等の幅広い分野の事業）で、ネーミングライツパートナーの広告効果が見込まれるもの
- ウ ネーミングライツを導入することにより利用者又は集客の増加が期待できる施設等

(2) 対象とならない施設等

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ア 施設の設置目的等を阻害するおそれがあるもの（市役所庁舎、学校等）
- イ 市民公募により通称を設定しているもの
- ウ ソフト事業の性格から、愛称を付与することが適当でないもの（式典、慰霊祭、選挙啓発事業等）
- エ 今後、施設等のあり方の見直し等が見込まれるもの（廃止、維持管理・実施方法の検討等）
- オ 利用者が特定されるものなど、広告効果が見込めないもの
- カ 施設等の個別事情により愛称を付与することが適当でないもの

(3) 指定管理者制度を導入している施設

対象となる施設のうち、当該施設が指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の不利益とならないよう指定管理者から意見や要望などを十分に聴取した上で、導入の可否を決定します。

なお、導入に当たっては、指定管理期間を考慮した適切な期間の設定や指定管理者と合わせた公募を検討するとともに、利用料金制を導入している施設においては、ネーミングライツパートナーの不祥事等によるブランドイメージの低下が利用料金収入に影響する可能性があることも含めて検討します。

4 愛称の条件

愛称には、次の条件を満たす企業名、商品名等を冠することができます。

ただし、条例等で定める施設の名称をカッコ書きで併記する場合があります。

- (1) 施設等のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。
- (2) 愛称に使用する文字数は多すぎず、また、分かりやすいものとする。
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。
- (4) 次の事項に該当しないこと。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張のあるもの
- カ その他市保有施設の愛称として適当でないもの

5 提案資格

政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体ならび川口市広告掲載基準第4条に定める規制業種及び事業者を除いた団体・企業等が応募することができます。

【川口市広告掲載基準抜粋】

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（公営競技又は宝くじに係るものを除く。）

2 次に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
 - (2) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
 - (3) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
 - (4) 市税の滞納がある者
 - (5) 本市と係争中の事件がある者
 - (6) 川口市物品購入等業者指名停止基準及び川口市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき指名停止期間中の者
 - (7) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定するもの
-

6 提案から導入決定までの流れ

- (1) 提案の応募
- (2) 施設等所管課による導入可否の検討
- (3) 川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）への報告
- (4) 導入可否の決定及び通知

7 提案手続

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ導入提案書（様式第1号）

イ 審査上必要な書類

(ア) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(イ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 提案方法

直接、下記提出先まで導入提案書（様式第1号）及び関係書類を郵送又は持参してください。郵送の場合は、簡易書留等での送付をお勧めします。

(3) 提出先

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市役所 企画経営課 行革推進係 あて

※ 提案後の手続き等は、所管課が行います。

(4) その他

ア 提案にあたっての費用は、提案者の負担とします。

イ 提出された書類は返却いたしません。

ウ 導入提案型の応募を行った事実のみをもって加点又は、選定を保証するものではありません。

8 提案受付後の手続

企画経営課が導入提案書を受け付けた時は、施設等所管課へ提出された書類及びその他必要な資料を添えてネーミングライツ導入可否検討依頼書（様式第2号）により検討を依頼します。その後、施設等所管課において、導入の可否を検討します。

9 導入可否の決定

施設等所管課は検討結果について、原則として提案受付の日からおおむね2か月以内に、審査会あてネーミングライツ導入可否に係る検討結果報告書（様式第3号）にて検討結果を報告します。

10 提案者への回答

審査会による承認後、施設等所管課は導入可否について提案者へネーミングライツ導入提案検討結果通知書（様式第4号）を受付からおおむね3か月以内に送付いたします。

審査に相当の期間を要し、検討を継続する場合は、ネーミングライツ導入提案審査期間延長通知書（様式第5号）により、おおむね3か月以内に延長の理由及び結果通知の予定時期を提案者に通知します。

11 導入決定後の手続

施設等所管課は、導入可と決定した時は、企画経営課及び関係課等と協議し、指定募集型へ移行した上で、募集条件を整理しネーミングライツパートナーの募集を行います。

■問合せ先

埼玉県 川口市

企画財政部 企画経営課 行革推進係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

TEL 048-258-1110（内線：10012）